

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 賦課税決定と更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国(荻窪税務署長事務承継者大月税務署長事務承継者沼津税務署長)

令和6年5月8日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和5年9月12日判決、本資料273号・順号13882)

判 決

控訴人 甲
被控訴人 国
同代表者法務大臣 小泉 龍司
処分行政庁 荻窪税務署長事務承継者
大月税務署長事務承継者
沼津税務署長
山本 一朗
指定代理人 別紙指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴人の当審における拡張請求を棄却する。
- 3 当審における訴訟費用は、全て控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 (1) (主位的)

荻窪税務署長が令和2年3月27日付けで控訴人に対してした原判決別紙2処分目録記載の各処分がいずれも無効であることを確認する。

(2) (予備的)

荻窪税務署長が令和2年3月27日付けで控訴人に対してした別紙2処分目録記載の各処分をいずれも取り消す。

- 3 被控訴人は、控訴人に対し、3000万円及びこれに対する令和2年3月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要(以下、略語は、特に定めない限り、原判決の表記に従う。)

- 1 本件は、控訴人が、荻窪税務署長から令和2年3月27日付けで原判決別紙2処分目録記載の各処分(以下「本件各処分」という。)を受けたことについて、本件各処分に係る決定通知書及び更正通知書が控訴人の住所ではない場所に送達されており、本件各処分は違法であるなどとして、(a) 本件各処分について、(i) 主位的にそれらが無効であることの確認を求め、(i i) 予備的にそれらの取消しを求めるとともに、(b) 本件各処分及び「平成31年

度消費税及び地方消費税、復興特別所得税」に係る処分（以下「平成31年度処分」という。）がそれぞれ違法にされたことにより精神的損害を受けたとして、被控訴人に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、損害金合計450万円及びこれに対する前同日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人の上記各請求について、本件各処分の無効確認請求（（a）（i））及び国賠法1条1項に基づく損害金の支払請求（（b））をいずれも棄却し、本件各処分の取消請求（（a）（ii））については、その訴え（以下「本件各取消しの訴え」という。）を不適法なものとして却下した。

これに対し、控訴人が、控訴した。なお、控訴人は、当審において、上記の国賠法1条1項に基づく損害金の支払請求（（b））を、損害金合計3000万円及びこれに対する前同日から支払済みまで同割合による遅延損害金の支払を求めるものに拡張した。

2 所得税の決定処分に係る決定通知書等の送達に関する国税通則法の定め

原判決の「第2 事案の概要」の1記載のとおりであるから、これを引用する。

3 前提事実

次のとおり補正するほか、原判決の「第2 事案の概要」の2記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 3頁12行目の「までに」の次に「税務署長に対して」を加え、13行目の「(以下)から14行目の「いう。）」までを削る。

(2) 4頁3行目の「別表」を「原判決別表（以下「別表」という。）」に改める。

4 争点及び争点に関する当事者の主張

次のとおり補正し、当審における控訴人の主張の要旨を付加するほか、原判決の「第2 事案の概要」の3記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の補正

ア 4頁18行目の「居住している。」の次に「控訴人は、」を加える。

イ 5頁20行目の「本件各処分には」を「本件各処分は、」に改める。

ウ 7頁24行目の「ところ、」の次に「同大学院を置く」を加える。

エ 9頁4行目の「移転は、」の次に「控訴人において」を加える。

オ 9頁14行目及び17行目の各「あるから」の次にいずれも「、控訴人は」を加える。

カ 11頁7、8行目の「その金額は、本件各処分及び平成31年度処分ごとに50万円」を「その精神的損害に係る損害額は、合計3000万円」に、10行目の「450万円」を「3000万円」にそれぞれ改める。

(2) 当審における控訴人の主張の要旨

ア 争点（1）（本件各処分の違法性（本件差置送達が控訴人の住所にされたものであるか否か））について

(ア) 国税に関する法律の規定に基づいて税務署長等が発する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所に送達する（国税通則法12条1項本文）こととされ、書類の送達を受けるべき者が送達すべき場所にいらない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合に、同項の規定による交付に代え、送達すべき場所に書類を差し置くこと（差置送達）により行う

ことができる（同条5項2号）。同法は、最初から差置送達を行って良いとはしておらず、そのように記載してはいない。被控訴人は、最初に発する書類について、「郵便」若しくは「信書便」による送達又は交付送達をしなかったという違法行為を犯した。

(イ) 控訴人が、Aにいないことは、Bへ異動した旨の住民票の記載からも明らかであり、被控訴人は、それを知っているのに、控訴人が居住しているBに送達すべき義務を果たさず、意図的にAに不正な本件差置送達を行った。以下のとおり、本件差置送達時の控訴人の住所は、Bである。

a 控訴人は、令和元年5月7日に住民票上の住所をAからBに移転する以前から、Bにずっと住んでおり、Aには住んでいない。控訴人には、控訴人の運転免許経歴証明書等の、Bに居住していることを証する証拠があったところ、控訴人の住所の証明については、戸籍の窓口での「本人確認」が運転免許証1枚の提示で行われていることからして、その提示で足りるものである。

b 控訴人の平成31年4月26日から令和2年1月10日までの間のクレジットカードの取引履歴によれば、280年のうち、Aのある杉並区やその近隣区域での取引が123件しかなく、そのことは、控訴人がAに居住していないことの証左である。控訴人がAに住んでいるのであれば、Aで食事等の全てを行うことができるので、控訴人において杉並区付近で商品を買うためにクレジットカードを使う必要はない。控訴人は、山中湖近くのBからC大学大学院までの自動車による通学途中に、外食をするために杉並区等でクレジットカードを使用しており、逆に、Bのある山梨県内でのクレジットカードの使用が10件のみであるのは、自宅であるBで食事等をしており、山中湖では食料品の素材価格が安いので、一度に10日分ないし1か月分以上の大量買いをしているためである。

なお、控訴人は、買物の全てにクレジットカードを使用しているわけではなく、買物の大半は、現金又は通信販売で行っているから、クレジットカードの使用状況で控訴人の住所を認定することは、根拠が薄弱である。

c 平成31年4月26日以降の控訴人が代表者を務める会社名義の口座からの出金及び控訴人名義の口座への入金については、控訴人は、Aのある杉並区内又は近隣の区域内ではなく、Bにおいて、インターネットによる手続をしていた。

d 控訴人は、在籍しているC大学大学院に対してBに住所変更したことを報告していないが、必ずしも住所変更の都度、その旨報告しなければならないという決まりはなく、子供の学区問題でAを住所としていただけである。

e Aの電気、ガス及び水道は、控訴人の家族が使用したものであり、控訴人の使用は一切ない。

控訴人がBでは令和元年9月までガスの契約をしておらず、同月から令和2年4月までの間もBにおけるガスの使用量よりもAにおけるガスの使用量の方が有意に多いとしても、Aのガスは、控訴人の家族が使用していたものであり、また、控訴人は、Bでは、カセットコンロによるガスの使用をし、ガスの危険性を考えて意図的にその使用を控え、電気を使用し、風呂は入浴施設を利用していたため、ガスの使用の必要はなかったから、Aの電気、ガス及び水道の使用状況並びにBでのガスの使用状況からは、控訴人の住所を認定することはできない。

f 税務署職員が、何回Aを訪れても、控訴人と会えなかったことからすると、控訴人がAに居住していなかったことは、明白である。

(ウ) したがって、本件差置送達は、国税通則法12条に違反するものであって、無効であり、本件各処分も、違法である。

イ 争点(2)(本件各取消しの訴えの適法性その1(本件各取消しの訴えは出訴期間の規定を遵守して提起されたものか否か))について

(ア) 本件差置送達は、前記アのとおり、適法に行われておらず、「送達」は成立していない。

(イ) 控訴人は、令和2年7月1日、荻窪税務署の職員から、課税処分等に係る不服申立ての手續について一切教示を受けておらず、同日に本件各処分があったことを知ったということにはならない。本件各処分の処分の日及び控訴人が本件各処分があったことを知った日は、令和4年9月6日である。

(ウ) したがって、本件各取消しの訴えは、本件各処分の処分の日から1年以内、控訴人が本件各処分があったことを知った日から6か月以内に提起されたものであり、出訴期間の規定を遵守しているものであるから、適法である。仮に、本件各取消しの訴えが上記出訴期間を経過して提起されたものであるとしても、自然災害、荻窪税務署の職員による暴力行為及びセクシャルハラスメント行為、海外出張、両親の死亡とそれに関わる手配等、社会通念上相当と判断される「正当な理由」があったから、本件各取消しの訴えは、同様に適法である。

ウ 本件各取消しの訴えの適法性その2(本件各取消しの訴えは不服申立ての前置の規定を遵守して提起されたものか否か)

(ア) 本件差置送達は、前記アのとおり違法なものであり、本件各処分も、違法なものであるから、控訴人が本件各処分に係る審査請求についての裁決を経ないで本件各取消しの訴えを提起したことについては、「正当な理由」(国税通則法115条1項3号)がある。

(イ) したがって、本件各取消しの訴えは、不服申立前置の規定を遵守して提起されたものであり、適法である。

エ 争点(4)(本件各処分及び平成31年度処分に係る国賠法1条1項に基づく損害賠償請求権の存否)について

(ア) 前記アのとおり、荻窪税務署の職員は、控訴人がBに移転していることを知っていたのに、意図的に、本件各通知書を郵送せずに差し置くという不正を行ったものであり、本件差置送達は、違法なものである。また、被控訴人は、荻窪税務署長が平成31年度処分をした事実を否認するが、当該事実は存する。

(イ) 控訴人は、荻窪税務署長による違法な本件各処分及び平成31年度処分によって精神的損害を被ったところ、その精神的損害に係る損害額は、合計3000万円である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原審と同じく、控訴人の本件各処分の無効確認請求及び国賠法1条1項に基づく損害金の支払請求(当審における拡張分を含む。)はいずれも理由がなく、また、本件各処分の取消請求については、その訴え(本件各取消しの訴え)を不適法なものとして却下するのが相当であると判断する。その理由は、次のとおり補正し、当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほか、原判決の「第3 当裁判所の判断」記載のとおりであるから、

これを引用する。

(1) 原判決の補正

- ア 12頁24行目の「なり、」の次に「Bは」を加え、26行目から13頁1行目にかけての「Bに」を「Bを」に改める。
- イ 14頁7行目の「原告は、」の次に「同大学院を置く」を加える。
- ウ 15頁5行目の「、原告は」を削り、7行目の「しておらず」を「されておらず」に改める。
- エ 16頁9、10行目の「在籍中の」の次に「大学院を置く」を加える。
- オ 16頁22行目の「Bに」の次に「おいて」を加える。
- カ 17頁9行目の「場合でも、」の次に「控訴人が」を加える。
- キ 17頁17行目の「うかがわせる」の次に「事情を認めるに足りる」を加える。
- ク 17頁24行目の「原告は」から26行目の「「正当な理由」」までを「これについて「正当な理由」(同項ただし書)があるものとみるべき事情」に改める。
- ケ 18頁13行目冒頭から16行目末尾までを次のように改める。

「4 まとめ

したがって、控訴人の本件各処分の無効確認請求及び国賠法1条1項に基づく損害金の支払請求はいずれも理由がなく、また、本件各処分の取消請求については、その訴え(本件各取消しの訴え)を不適法なものとして却下すべきものと認められる。」

(2) 当審における控訴人の主張について

ア 争点(1)(本件各処分の違法性(本件差置送達が控訴人の住所にされたものであるか否か))について

(ア) 控訴人は、前記第2の4(2)アのとおり、本件差置送達について、(a)差置送達に先立って行われるべき「郵便」若しくは「信書便」による送達又は交付送達が行われておらず、また、(b)控訴人の住所がBであることが明らかであるにもかかわらず、意図的にAにおいて行われたものであるとして、国税通則法12条に違反し、無効である旨を主張する。

(イ) しかしながら、まず、上記(b)の点については、国税通則法12条1項の「住所」は、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当であるところ、本件においては、控訴人のA及びBにおけるガスの使用量の比較により、本件差置送達時における控訴人の生活の本拠はBではなく、Aにあったものと強く推認されること、A及びBにおける電気の使用量の比較によっては、本件差置送達時における控訴人の生活の本拠を推認することはできないこと、荻窪税務署の職員が平成31年4月24日から令和2年3月23日(本件差置送達がされた日の4日前)までの間にAへ訪問したときの状況からAには人が継続して居住していると認められること(前記引用に係る原判決の「第3 当裁判所の判断」の1(1)(当審における補正部分を含む。以下「認定事実」という。))イ)、荻窪税務署の職員がBへ訪問したときの状況やBのマンション管理組合の理事及び管理人からの聴取事項に照らすと、控訴人がBに継続して居住している様子うかがわれないうこと(認定事実ウ)、控訴人名義のクレジットカードの利用状況及び

控訴人によるATMの利用状況は控訴人がAに居住していることと整合的であること（認定事実エ及びオ）、控訴人がクレジットカード会社や在籍中の大学院を置く大学に対して控訴人の住所をAであるとしており、控訴人自身もAを住所であると外部的に表明していたと認められること（認定事実エ及びカ）、控訴人がAの賃貸借契約を解約せず、賃料の支払も継続していると認められること（認定事実キ）、控訴人がAに設置された固定電話の電話回線契約も継続していると認められること（認定事実ク）も併せ考慮し、本件全証拠を検討しても、本件差置送達時における控訴人の生活の本拠がBにあることを積極的に裏付ける証拠はないことも勘案すれば、本件差置送達時における控訴人の生活の本拠については、Bではなく、Aにあったと認めるのが相当であり、本件差置送達時における控訴人の住所がBにあったことの根拠として控訴人が種々主張するところはいずれも採用することができず、したがって、本件差置送達時における控訴人の住所はAであり、本件差置送達は控訴人の住所にされたものと認められることは、前記引用に係る原判決の「第3 当裁判所の判断」の1（2）（14頁19行目から17頁13行目まで。当審における補正部分を含む。）における認定説示のとおりである。

(ウ) また、上記（a）の点については、国税通則法12条1項は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類の送達の方法について、郵便又は信書便による送達と交付送達とを定めており、同条5項2号は、交付送達について、同号に規定する場合（書類の送達を受けるべき者その他同項1号に規定する者（書類の送達を受けるべき者の使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるもの）が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由なく書類の受領を拒んだ場合）には、送達すべき場所に書類を差し置くことによりこれを行うことができる旨を定めているところであって、前記引用に係る原判決の「第2 事案の概要」の2（1）オのとおり行われた本件差置送達については、前記（イ）のとおり本件差置送達時における控訴人の住所にされたものと認められる以上、控訴人が主張するところを踏まえても、同条に違反するものとみるべき点は見当たらないというべきである。

(エ) 以上によれば、前記引用に係る原判決の「第3 当裁判所の判断」の1（3）（17頁14行目から18行目まで。当審における補正部分を含む。）のとおり、本件差置送達は適法であり、本件各処分も適法であると認められ、前記（ア）の控訴人の主張は、いずれも失当であり、採用することができない。

イ 争点（2）（本件各取消しの訴えの適法性その1（本件各取消しの訴えは出訴期間の規定を遵守して提起されたものか否か））について

(ア) 控訴人は、前記第2の4（2）イのとおり、本件各取消しの訴えについて、出訴期間内に提起されたものであり、また、仮に出訴期間を経過して提起されたものであるとしても、自然災害、荻窪税務署の職員による暴力行為及びセクシャルハラスメント行為、海外出張、両親の死亡とそれに関わる手配等、社会通念上相当と判断される「正当な理由」があったから、適法である旨を主張する。

(イ) しかしながら、前記アのとおり、本件差置送達が令和2年3月27日に適法にされたものと認められる以上、本件各処分は同日にされたものと認められ、そうすると、令和4年10月14日に提起された本件取消しの訴えは本件各処分の「処分の日」（行政事

件訴訟法14条2項本文)から1年以上経過して提起されたこととなり、これについて「正当な理由」(同項ただし書)があるものとみるべき事情を認めるに足りる証拠はなく、したがって、本件各取消しの訴えについては、出訴期間の規定を遵守して提起されたものとはいえ、不適法なものと認められることは、前記引用に係る原判決の「第3当裁判所の判断」の2(17頁19行目から18頁3行目まで。当審における補正部分を含む。)において認定説示したとおりである。

(ウ) なお、この点に関し、控訴人は、荻窪税務署の職員から課税処分等に係る不服申立の
手続について一切教示を受けていない旨の主張もするところ、国税通則法24条から26条までの規定による更正又は決定に対する不服申立て等をすべき行政庁(被告)や不服申立てをすることができる期間(出訴期間)については、書面で教示しなければならないこととされているが(行政不服審査法82条1項、行政事件訴訟法46条1項)、これについては、更正又は決定に係る更正通知書及び決定通知書に併記する方法等がとられることが一般であり、本件各通知書についても同様であったものと認められるから(乙26から32まで、弁論の全趣旨)、前記アのとおり、本件各通知書について適法に本件差置送達がされ、本件各処分が控訴人に対して通知されたものと認められることからすると、それにより、併せて本件各処分に対する不服申立てに係る教示もされたものと認められる上、控訴人が、令和2年7月1日、荻窪税務署に電話をして、同税務署の職員に対し、「区役所」から送付された「決定通知」の内容(本件各処分に伴って控訴人の住民税についても変更決定が行われ、区役所がその内容を控訴人に通知したものとみられる。)を確認した際、本件各処分に係る不服申立てについても質問し、本件各処分に対する不服申立てに係る制度について説明を受けたことが認められる(乙32)から、この点についての控訴人の上記主張は、何ら前記(イ)の認定説示を左右するものではない。

(エ) 以上によれば、前記(ア)の控訴人の主張は、いずれも失当であり、採用することができない。

ウ 争点(4)(本件各処分及び平成31年度処分に係る国賠法1条1項に基づく損害賠償請求権の存否)について

(ア) 控訴人は、前記第2の4(2)エのとおり、荻窪税務署長の違法な本件各処分及び平成31年度処分によって精神的損害を被った旨主張する。

(イ) しかしながら、前記アのとおり、本件各処分は適法なものであり、本件全証拠を検討しても、本件各処分につき国賠法1条1項の「違法」を認めるに足りる証拠はなく、また、本件全証拠を検討しても、平成31年度処分の存在を認めるに足りる証拠はないから、控訴人が被控訴人に対して本件各処分及び平成31年度処分に係る国賠法1条1項に基づく損害賠償請求権を有するものとは認められないことは、前記引用に係る原判決の「第3当裁判所の判断」の3(18頁4行目から12行目まで)における認定説示のとおりであって、控訴人の上記主張は、上記認定説示を左右するものではなく、採用することができない。

エ その他、控訴人が種々主張するところは、いずれも以上の認定判断を左右しないものと認める。

2 よって、原判決は相当であって、本件控訴は理由がなく、また、控訴人の当審における拡張

請求も理由がないから、これらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官 相澤 哲

裁判官 増田 吉則

裁判官 富岡 貴美

(別紙)

指定代理人目録

印南真吾、羽部陽介、田中暁人、三島博文、
星野竜一、佐藤玲央

以上